

# 調整給付金の申請をお忘れなく！

申請期間：8月26日(月)～10月31日(木)

**対象者の方には通知を送付しています。**

物価高への経済対策の一環として実施している定額減税に伴い、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、減税しきれない額を「調整給付金」として給付しています。

対象者の方には通知を送付していますが、受給するためには申請が必要な場合があります。申請には期限（令和6年10月31日（当日消印有効））がありますので、お忘れのないよう申請手続きをお願いいたします。

「申請方法がわからない」、「申請書類が届いていない」など、申請・給付に関しては、下記の調整給付金コールセンターまでお問い合わせください。

## 【マイナンバーカードに公金受取口座を登録している方】

原則、公金受取口座への振り込みとなります。通知の記載内容を確認の上、記載内容に誤りがない場合は、申請手続き不要です。

**原則、申請は不要です**



紫色の封筒でお送りしています

## 【マイナンバーカードに公金受取口座を登録していない方】

同封の確認書に受取口座などの必要事項を記入し、本人確認書類や口座確認書類とともに申請期限までに返送が必要となります。

**申請が必要です**



緑色の封筒でお送りしています

※署名、連絡先、振込口座などの記載が必要です

**問い合わせ先（平日9時～17時）**

**調整給付金コールセンター ☎73-8044**

**あわらし役所1階102会議室**

# 定額減税や給付金をかたった不審な電話、 ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。
- ・ 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。
- ・ お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）**にお電話いただくか、お近くの**警察本部**又は**警察署**にお問い合わせください。
- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら 



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら 

